

石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテスト予選選抜実施要領

1 予選選抜実施条件

管轄消防本部が推薦する特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織数（以下「自衛防災組織等」という。）が25を超えた場合に実施するものとする。

2 実施要領

（1）競技要領

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領（以下、「競技要領」という。）により大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学車をいう。）を使用した競技審査を実施するものとする。ただし、競技要領における審査長役は、当該組織を推薦した消防本部（以下、「推薦消防本部」という。）により実施するものとする。

（2）審査要領

前項により実施される競技を推薦消防本部が記録し、消防庁特殊災害室の職員がこの記録を確認することで、石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領（以下、「審査要領」という。）により審査するものとする。

ただし、審査要領「5 順位等の決定」については、「行動審査点」及び「計時審査点」の合計点で、上位25組織を選抜するものとする。この場合、同点の際の措置は、審査要領による競技審査において、行動審査項目（ア）から（オ）の5項目のうち、（ア）の項目の合計点の多いものを上位とし、さらに同点の場合は（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）の項目の順に合計点を比較することとする。

（3）審査評価資料

ア 記録は家庭用ビデオカメラ、コンパクトデジタルカメラ等（以下、「カメラ」という。）により撮影された動画及び音声とする。

イ 撮影は合計4台のカメラで実施するものとし、配置等にあつては別図1-6、1-7、又は2-6、2-7のとおりとする。

ウ 別図1-6、1-7、又は別図2-6、2-7に示した各カメラの担当範囲、または当該担当範囲内において使用する車両、消火栓及び資機材等、その取扱いにかかる隊員の動きが直近のカメラ映像で確認できない場合は、減点の対象とする。

エ カメラはそれぞれ三脚等により常時固定し、ズーム機能等を使用しないこと。

オ 4台のカメラにより撮影される4種類の動画は、開始報告前の中隊長の「集まれ」の号令から終了報告後の解散までを、通してかつ同時に撮影したものとする。

カ 解像度はVGA（640×480）～HD（1920×1080）で撮影したものとする。

キ 動画は平成28年6月7日（火）から8月12日（金）までに撮影されたものとする。

ク 競技中の動画を編集したと認められるものは審査対象から除外する。

- ケ 動画は、DVD-R のメディア 1 枚に、4 種類の動画を保存し提出すること。
- コ メディアの表面には、事業所名、防災組織名、推薦消防本部名を明記すること。
- サ 提出された動画は、家庭用DVDプレーヤー及びWindows7をインストールしたパソコンの標準のMedia Playerにて正常に視聴できることを確認したうえで提出すること。
- シ 提出されたメディアの返却は行わない。
- ス メディアの提出後も、予選選抜結果について連絡があるまで、動画の元データは推薦消防本部で保管しておくこと。

3 災害補償

当該コンテストは、その趣旨に賛同した特定事業者が、石油コンビナート等災害防止法第 3 条に規定する特定事業者の責務である業務上の訓練の一環として参加するものとし、防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。